

○議長（茅沼隆文）

日程第7 議案第43号 開成町職員の給与に関する条例の一部改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、人事院勧告及び神奈川県人事委員会の給与等に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び期末手当並びに勤勉手当の率の改定を行いたいので、開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、提案を朗読いたします。

議案第43号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出、開成町長、府川裕一。

まず、条例改正の主旨でございます。

人事院では公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本とし、給与と特別給、いわゆるボーナスに関する調査を行っております。本年の月例給、特別給のいずれも民間が上回っているという結果になりました。この結果を踏まえ、平成30年8月に月例給及び期末勤勉手当等に関する人事院勧告がなされました。内容といたしましては、月例給では約0.2%、ボーナスでは、0.05月分、民間のほうが高いという結果になり、公務員の給与の改定をするというものがありました。また、神奈川県人事委員会においても、同様に月例給及び特別給についての引き上げを勧告しております。人事院勧告の具体的な内容といたしましては、月例給では、20代の若年層の場合、1000円の増、30代以上では400円の増額となるものです。また、勤勉手当について一般職の職員を0.05月分増とするものでございます。

これにより、年間総支給月数は4.45月分となります。なお、再任用職員についても0.05月分増とし、年間総支給月数を2.35月分とするものでございます。これに伴う影響額ですが、給料で約118万円。職員手当で約256万円増額となります。本町では、従来から人事院勧告の主旨に鑑み、履行してきた経緯があり、平成30年分についても同様の対応といたしましたく、条例改正を上程させていただくものでございます。

人事院勧告は、公務員と民間企業従業員の均衡させることを基本としております。これは、公務においては民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存在しないことなどから、その給与水準はその時々の経済、雇用情勢等を反映して、労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが、最も合理的であると考えられることによります。

本町におきましても、増額改訂のときだけではなく、減額改定時も原則、人事院勧告に則り改定をしてきた経緯があり、今回も同様の対応といたしたく提案させていただくものでございます。

それでは、1枚おめくりください。大変申しわけございません、ページ数が振つてございません。1枚おめくりいただきまして。

開成町条例第 1 号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

開成町職員の給与に関する条例の一部改正です。

第 1 条開成町職員の給与に関する条例（昭和 39 年開成町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。第 1 条（昭和 50 年開成町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

右側が改正前、左側が改正後になります。

第 17 条第 2 項第 1 号では、再任用以外の職員の勤勉手当の支給割合を定めております。100 分の 90 を、100 分の 95 に改めるものです。

同条第 2 号は、再任用職員について、100 分の 42.5 を 100 分の 47.5 に改めるものでございます。

以下、別表は新しい給料表となります。大変申しわけございません 3 枚おめくりいただきまして、第 2 条になります。

第 2 条 開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次は期末手当の支給割合となります。平成 31 年度からは、6 月、12 月ともに同率とすることとなっております。再任用以外での職員ではそれぞれ 100 分の 130 、再任用職員では 100 分の 72.5 とするものでございます。これは、6 月 12 月の基準日において、採用の時期等により、支給率が変動することを避けるために行うものです。

例を申し上げますと、4 月採用の場合、6 月賞与は 1.22 月分となっております。一方 10 月採用の場合 12 月賞与は 1.37 月分となっております。このように採用のタイミングによって不均衡が生じているものを、均一に改めようとするものでございます。

恐れ入ります。最後のページをお開きください。次が勤勉手当になります。

6 月、12 月とも一般職は 100 分の 92.5 、再任用は 100 分の 45 とする

ものでございます。

以下、附則となっております。この条例は公布の日から施行することとなっておりますが、第2条の改正規定は平成31年4月1日から施行することとしています。新しい給料表は平成30年4月1日から、勤勉手当の改正は平成30年12月1日から提供する旨を定めたものでございます。

なお、別添の資料を表形式でまとめてございますので、御参照ください。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第43号　開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決されました。